

諮詢第128号の答申 経済産業省生産動態統計調査の変更について（素案）

本委員会は、諮詢第128号による経済産業省生産動態統計調査（令和2年（2020年）4月調査以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成31年3月11日付け20190305統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

ア 調査系統・方法の変更

本調査は、平成29年9月調査から、109月報中46月報において、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査を導入している。

本申請では、調査系統・方法について、令和2年4月調査から、残る63月報についても都道府県を経由した調査員調査を廃止し、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更する計画である。

これについては、①統計委員会諮詢第98号の答申（平成29年1月27日付け統計委第3号。以下「前回答申」という。）において指摘された取組を適切に実施（別表参照）し、平成29年9月調査以降も回収率の低下等、本調査の結果に特段の影響は生じていないこと、②令和2年4月調査以降も引き続き、同様の措置を講じ、結果精度の確保等に努めるとしていることから、おおむね適当である。

一方で、本調査は、同一の報告者に対し、毎月報告を求める統計調査であり、調査方法の変更後も報告者の協力を継続的に得ることが重要となっていることや、都道府県における鉱工業生産指数の作成などにも幅広く利活用されていることから、以下の点に留意する必要があることを指摘する。

① 経済産業省は、これまで都道府県において蓄積してきた調査対象事業所の特性等のノウハウの提供を受け、それを基に民間事業者に対し、適切な指導・作成プロセス管理を行うこと。

② 経済産業省は、都道府県における本調査結果の利用や動向分析等に支障が生じないよう、適切に情報提供等の支援を行うこと。

また、本調査は、調査結果の利活用状況からみて、安定的な結果提供の維持等が必要であることから、今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を、本委員会にも事後的に報告する必要があることを指摘する。

イ 提出先、提出期日及び提出部数の変更

本申請では、報告者から経済産業局又は都道府県を経由して経済産業省に提出されていた月報の提出先及び提出期日等について、表1のとおり、提出先を経済産業省に一本化するとともに、提出先及び提出期日を変更する計画である。

表1 提出先、提出期日及び提出部数の変更内容

項目	現行計画	変更（案）
提出先	経済産業局長、都道府県知事	経済産業大臣
調査票の提出期限	翌月 10 日	翌月 15 日
調査票の提出部数	2部	1部

P (本日の審議結果を踏まえて整理)

ウ 報告者数の変更

本調査は、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（平成25年6月付け経済産業省大臣官房調査統計グループ。以下「統一基準」という。）に基づき、調査対象品目を選定の上、当該品目を生産する一定規模以上の事業所の全数を調査対象としている。

本申請では、報告者数について、直近5年程度の経済センサス-活動調査又は工業統計調査（両調査は、総務省及び経済産業省が所管する基幹統計調査）の事業所名簿や公表情報の収集結果等から名簿情報を再整備した上で、統一基準に基づいて平成28年末現在の調査対象事業所を、改めて選定した結果、表2のとおり、変更する計画である。

表2 報告者数の変更内容

現行計画	変更（案）
約17,000事業所	約14,000事業所

これについては、経済実態を反映し、調査計画の適正化を図るものであり、おおむね適当である。

一方で、法第9条に基づく総務大臣への申請では、「報告者」において、母集団情報や報告者の数を記載することが求められているものの、本調査においては、いつの時点の母集団情報に基づき、報告者数が算出されているのか、明記されていない状況にある。

このため、本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討する必要があることを指摘する。

また、本調査における主たる名簿情報となっている工業統計調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、経済構造実態調査（総務省及び経済産業省が所管する基幹統計調査）との包摂に向けて検討することとされているが、経済構造実態調査は企業を対象とした調査であり、事業所を対象とした工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な名簿の整備方法について、経済統計の見直し状況を踏まえ、検討する必要があることを指摘する。

エ 公表方法の変更

本調査の調査結果は、「インターネット及び印刷物」により公表してきたが、本件申請では、印刷物による公表を中止する計画である。

これについては、印刷物の配布先が極めて限定されている現状からみて、利用者への影響は小さく、また、業務の効率化に資することから、適当である。

2 統計委員会諮問第98号の答申（平成29年1月27日付け統計委第3号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申において、表3の課題が指摘されている。

表3 前回答申時における「今後の課題」

経済産業省が予定している民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の観点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

これについては、前記1（2）アのとおり、平成29年9月調査以降の民間事業者の活用に関する影響について、特段の支障は生じていない状況が確認できたことから、おおむね適当である。

一方で、本申請では、全ての月報において民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に移行する計画であるため、引き続き、当該変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を本委員会にも事後的に報告する必要があることを指摘する。

3 国民経済計算体系的整備部会における検討を踏まえた対応について

本調査については、第Ⅲ期基本計画等を踏まえ、平成30年7月12日の第124回統計委員会において、国民経済計算体系的整備部会を中心とした表4の取組を、直ちに開始するよう求められている。

表4 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

- | |
|---|
| ① 国民経済計算の財部分における第1次年次推計から第2次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を早急に実施（具体的な検証作業は内閣府に要請） |
| ② 上記の検証結果を踏まえ、財部分の推計に用いられる「経済産業省生産動態統計」を中心に、必要な検討を開始 |
| ③ 同検証結果を踏まえ、同様の他省庁関連の既存統計等についても幅広く精査を行い、必要に応じ関係する部会と連携しながら検討を実施 |

P (本日の審議結果を踏まえて整理)

4 今後の課題

(1) 民間事業者の全面的な活用による影響分析等

前記1 (2) アのとおり、今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、本委員会にも事後的に報告すること。

(2) 将来的な母集団名簿の整備について

前記1 (2) ウのとおり、本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討すること。また、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。

別表 前回答申時に指摘された取組と対応状況

留意点	前回答申時に指摘された取組	左記取組の対応状況
① 統計の結果精度の維持・向上	<p>① 民間事業者から、業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行う。</p> <p>② 経済産業局を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに、必要に応じて、職員も督促を行い、回収率の維持・向上に努める。</p> <p>③ 職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて民間事業者に対する疑義照会の追加指示や職員による照会も行うことで、報告値に対する審査を行う。</p> <p>④ 経済産業省においても、自らサマリ審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努める。</p>	<p>① 毎月、速報公表後に民間事業者と職員による定期報告会を開催し、調査全体のプロセス管理を行った。また、見直し箇所、問題点などがあった場合には対応方策を検討し、マニュアルをリバイスした。</p> <p>② 経済産業局を含めた職員が有する事業所の固有情報や調査票の特性に係る情報についてマニュアル化し、民間事業者に貸与するとともに、月報毎に研修を実施した。また、必要に応じ、民間事業者では対応できないケースなどについては、職員も督促を行い、回収率の維持・向上に努めた。</p> <p>③ 入札の仕様書において、審査結果履歴の記載を義務付け、定期的に結果を職員に共有する運用とした。また、月例業務についても、当該履歴を職員が確認し、必要に応じ民間事業者に確認や指示を行う運用とした。</p> <p>④ 経済産業省においても、自らサマリ審査を実施し、疑義のある場合には、民間事業者に確認指示を行うなどして、集計結果の精度維持に努めた。</p>
② 報告者の秘密保護	<p>① 民間事業者が本調査の業務を行う業務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備</p> <p>② 調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求めるとともに、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を実施</p> <p>③ 業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により、秘密保護の徹底を要求</p> <p>④ 事前にセキュリティ対策や制限について協議し、合意した上で、外部接続によるS T A T S（経済産業省調査統計システム）の利用を承認</p> <p>⑤ 再委託先の民間事業者にも、同レベルのセキュリティ対策等を要求</p>	<p>① 入札の仕様書において、入室制限措置や災害に備えた設備の整備を義務付けた。</p> <p>② 入札の仕様書において、調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策、履行状況報告を求めた。また、入札の仕様書において、履行が不十分と経済産業省が認める場合に立ち入り検査を行う旨を明記した。（ただし、履行が不十分と認める事案は発生していない）</p> <p>③ 民間事業者の業務担当に守秘義務も含め必要な研修を実施し、秘密保護の徹底に努めた。</p> <p>④ 事前にセキュリティ対策や制限について協議、合意した上で外部接続によるS T A T Sの利用を承認した。</p> <p>⑤ 入札の仕様書において、再委託先の民間事業者にも同レベルのセキュリティ対策を求めた。</p>
③ 信頼性の確保	調査票の提出先は、引き続き経済産業省とし、国の統計調査であることを明確にするとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることを明記する。	調査票の提出先は、引き続き経済産業省とし、国の統計調査であることを明確にした。また、経済産業省ホームページ、民間事業者ホームページ、事前の通知書等で民間委託を実施している旨、民間事業者の名称・連絡先等必要な情報を掲載するとともに、民間事業者にも守秘義務が課せられている旨についても周知徹底を図った。
④ 民間事業者の履行能力の確認	受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する。	受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断した。